

介護保険特集号

平成30年6月5日発行
発行 草加市健康福祉部 介護保険課・長寿支援課
〒340-8550 草加市高砂一丁目1番1号

平成30年度 介護保険制度のここがポイント!

- ①介護保険料(基準額)はこれまでと変わりません。
- ②一定所得以上の方は、介護サービス利用時の自己負担割合が3割になります。(65歳以上の方)
- ③高額医療・高額介護合算制度の所得区分が細分化されます。(70歳以上の方)

①
介護保険料って
どう変わるの?
(2ページ)

②
どんな人が
3割負担になるの?
(3ページ)

③
高額医療・高額
介護合算制度って?
(3ページ)



介護保険に関する問い合わせ

- 草加市役所 介護保険課(第2庁舎2階)
- ☎922-1414(認定係)
- ☎922-1421(給付係)
- ☎922-1376(保険料係)
- FAX922-3279



地域支援事業やその他高齢者福祉サービスに関する問い合わせ

- 草加市役所 長寿支援課(第2庁舎2階)
- ☎922-1342(長寿推進係)
- ☎922-2862(地域支援係)
- ☎922-1281(相談支援係)
- FAX922-3279



総合相談

まずは地域包括支援センターにご相談ください!!

- 開所日時 毎週月曜日から土曜日 午前9時から午後5時まで
- 休所日 日曜、祝日、12月29日から1月3日 その他特別に休所する場合があります。



	地域包括支援センター名	所在地	電話番号	お住まいの地域
①	谷塚・瀬崎地域包括支援センター	瀬崎 5-20-16	929-3613	谷塚町、谷塚1~2、瀬崎1~7
②	谷塚西部地域包括支援センター (草加キングス・ガーデン介護相談センター内)	新里町 989-1	929-0014	谷塚上町、谷塚仲町、両新田東町、 両新田西町、新里町、柳島町、遊馬町
③	草加中央・稲荷地域包括支援センター (居宅介護支援事業所西うさぎ内)	吉町 2-2-21	959-9133	神明1~2、住吉1~2、高砂1~2、 手代町、吉町1~5、稲荷1~6、中央1~2
④	草加西部地域包括支援センター (ケアステーションかしの木内)	草加 4-5-1	946-7030	草加1~5、西町、氷川町
⑤	松原・草加東部地域包括支援センター (草加市社会福祉協議会内)	松江 1-1-32	932-6775	松原1~5、栄町1~3、松江1~6
⑥	安行地域包括支援センター (特別養護老人ホーム草加園内)	苗塚町 200-2	921-2121	原町1~3、北谷1~3、北谷町、 小山1~2、花栗1~4、苗塚町
⑦	川柳・新田東部地域包括支援センター (介護老人保健施設翔寿苑内)	青柳 8-52-37	932-7007	柿木町、青柳1~8、青柳町、八幡町、 中根1~3、弁天1~6
⑧	新田地域包括支援センター (フオーターヴィレッジ新田地域支援事業所内)	新善町 6	946-0520	新栄1~4、長栄1~4、清門1~3、 旭町1~6、金明町、新善町

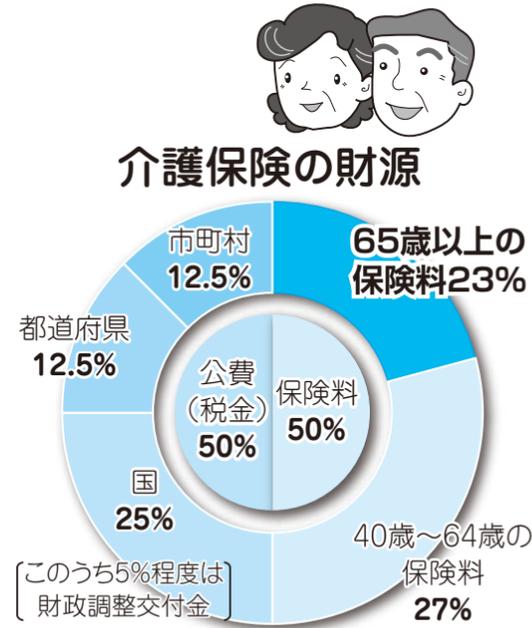
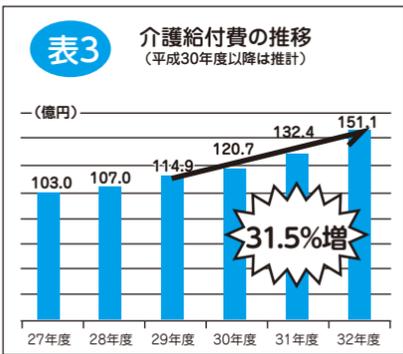
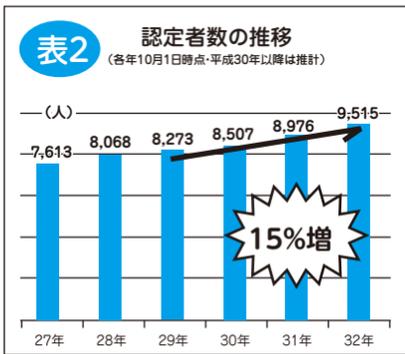
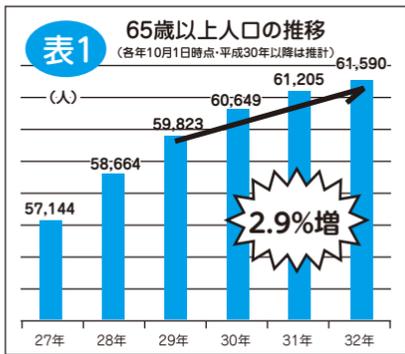
Question 1 介護保険料ってどう変わるの？

介護保険料(基準額)はこれまでと変わりません。～平成30～32年度～

65歳以上の方の介護保険料は、高齢者の人口(表1)や要支援・要介護認定者数(表2)、介護サービスの利用状況(介護給付費等の費用)(表3)等を見込み、3年ごとに基準額を見直しています。

市では平成30年度から3年間の介護保険料の見直しを行った結果、保険料の上昇を抑制するため介護給付費準備基金を取り崩し、平成27年度から29年度と同額の基準額(年額59,650円・月額4,971円)としました。

$$\text{基準額(年額) } 59,650\text{円} = \text{草加市の介護サービスの総費用} \times \text{65歳以上の方の負担分(23\%)} \div \text{草加市の65歳以上の人数}$$



皆さんの保険料は介護保険を支える大切な財源です。

介護保険は、40歳以上の方に納めていただく保険料(50%)と国や市町村などからの公費(50%)を財源として運営されています。

介護が必要になったときに安心して適切な介護保険サービスが利用できるように、保険料は必ず納めましょう。

65歳以上の方の保険料～平成30年4月からの変更点～

介護保険法等の改正による平成30年4月からの変更点は次の3つです。

- ① 保険料を区分する所得段階(下表の対象者を参考)のうち第7～8段階を区分する前年の合計所得金額(※1)を190万円⇒200万円に、第8～9段階を区分する合計所得金額を290万円⇒300万円に変更しました。
 - ② 土地売却等に係る譲渡所得がある場合、特別控除後の合計所得金額を所得段階の算定に用いることになりました。(※2)
 - ③ 住民税が非課税(第1段階から第5段階まで)の方の保険料段階の判定に用いる、「課税年金収入額(※3)と合計所得金額の合計額」の算定において、「合計所得金額」は「公的年金等に係る雑所得を控除した金額」を用いることになりました。(※4)
- これは、公的年金控除額が1月1日時点で64歳の方は70万円、65歳以上の方は120万円であり、同じ年金収入であっても「課税年金収入額と合計所得金額の合計」に差が生じていたためです。

<③の具体例>

- ・1月1日時点で64歳で年金収入78万円のみの方の場合
- ・78万円(年金収入)－70万円(公的年金控除)＝8万円(合計所得・雑所得)

「課税年金収入額と合計所得金額の合計額」

(変更前) 78万円(年金収入)＋8万円(合計所得)＝86万円⇒第2段階(所得段階)

(変更後) 78万円(年金収入)＋8万円(合計所得)－8万円(雑所得の控除)＝78万円⇒第1段階(所得段階)



あなたの保険料は？ (平成30～32年度の介護保険料(年額))

あなたに課税されていますか	あなたは生活保護を受給していますか	世帯の中で住民税課税者がいますか	あなたは前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が…	あなたに前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が…	所得段階	対象者		年間保険料額(※5)		
						本人の住民税課税状況	世帯の住民税課税状況			
はい	はい	はい	80万円以下	80万円以下	第1段階(生活保護受給者含む)	非課税	全員非課税	前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額	26,840円(基準額×0.45)	
			80万円超	80万円超	第2段階				39,960円(基準額×0.67)	
			120万円以下	120万円以下	第3段階				44,730円(基準額×0.75)	
			120万円超	80万円以下	第4段階				51,890円(基準額×0.87)	
			80万円超	80万円超	第5段階				59,650円(基準額)	
	いいえ	いいえ	いいえ	120万円未満	120万円未満	第6段階	課税	-	前年の合計所得金額	71,580円(基準額×1.20)
				120万円以上200万円未満	120万円以上200万円未満	第7段階				77,540円(基準額×1.30)
				200万円以上300万円未満	200万円以上300万円未満	第8段階				89,470円(基準額×1.50)
				300万円以上400万円未満	300万円以上400万円未満	第9段階				101,400円(基準額×1.70)
				400万円以上500万円未満	400万円以上500万円未満	第10段階				110,350円(基準額×1.85)
				500万円以上	500万円以上	第11段階				119,300円(基準額×2.00)

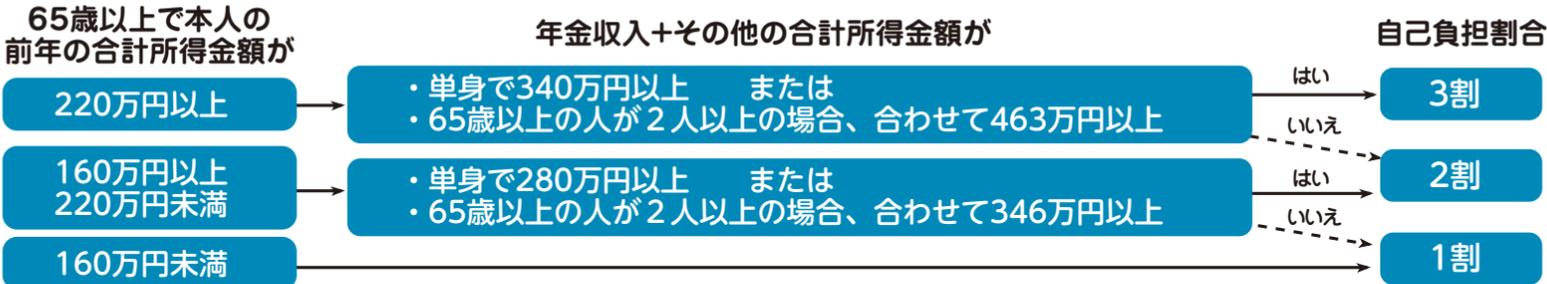
Question 2 どんな人が3割負担になるの？

平成30年
8月から

一定所得以上の方の介護サービス利用料の自己負担割合が変わります。

65歳以上で介護サービス利用料の自己負担割合が2割の方のうち、一定所得以上の方は、平成30年8月から自己負担割合が3割になります。負担割合が記載された負担割合証の適用期間は、前年の所得に応じて割合が変わるため、毎年8月1日から翌年7月31日の1年間です。現在要介護認定を受けている方には更新後の新しい負担割合証（緑色）を8月までに郵送でお送りします。

■負担割合の判定基準



平成30年
8月から

Question 3 高額医療・高額介護合算制度って？

高額医療・高額介護合算制度の所得区分が細分化されます。

高額医療・高額介護合算制度とは、介護サービス利用料と医療保険の医療費の自己負担額の合計が年間（8月1日～翌年7月31日）で下記の限度額を超えたときに、超えた分が払い戻される制度です。70歳以上の方の所得区分が平成30年8月から細分化され、一部限度額が変わります。（70歳未満の方のみの世帯は変更ありません。）

※同じ世帯でも、7月31日時点で加入医療保険が異なる場合は合算できません。

※超過分が500円以下の場合や、重度心身障害者医療費支給制度等で助成された分は支給されません。

・対象者は医療保険の窓口へ申請が必要です。草加市の国民健康保険及び後期高齢者医療保険の加入者には通知を郵送します。

■高額医療・高額介護合算制度の負担限度額（8月～翌年7月の年額）

70歳未満の方（変更なし）		70歳以上の方（平成30年7月まで）		70歳以上の方（平成30年8月から）			
所得区分	限度額	所得区分	限度額	所得区分	限度額		
基礎控除後の総所得金額等	901万円超	現役並みの所得者 （課税所得145万円以上の方）	67万円	課税所得	690万円以上	212万円	
	600万円超～901万円以下				141万円	380万円以上690万円未満	141万円
	210万円超～600万円以下				67万円	145万円以上380万円未満	67万円
	210万円以下			60万円	一般 （住民税課税世帯の方）	56万円	
住民税非課税世帯	34万円	低所得者Ⅱ （住民税非課税世帯の方）	31万円	低所得者Ⅱ （住民税非課税世帯の方）	31万円		
		低所得者Ⅰ 世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が0円になる方（年金収入のみ の場合は80万円以下の方）	19万円	低所得者Ⅰ 世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が0円になる方（年金収入のみ の場合は80万円以下の方）	19万円		

※1 「合計所得金額」とは、「収入」から「必要経費など」を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

※2 土地売却等に係る長期譲渡所得及び短期譲渡所得の特別控除を適用されている場合は、当該特別控除額を合計所得金額から控除した金額を所得段階の算定に用います。

※3 「課税年金収入額」とは、老齢（退職）年金のことで、遺族年金・障害年金などは除きます。

※4 第1段階から第5段階の方については、合計所得金額から年金収入に係る所得を控除して算定を行います。

※5 年間保険料額の算定において、10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てとなります。

介護保険料についておしらせ

草加市独自の減免制度

草加市では、65歳以上の方の負担を軽減するため、独自の減免制度があります。申請ができる方と減免割合は右表のとおりです。ただし、これまでに介護保険料の滞納がない方に限ります。

申請日によって減免できる金額が違いますので、お早めに介護保険課で手続きをしてください。

介護保険料の所得段階	課税年金収入額と合計所得金額の合計	要件	減免後の保険料
第1段階	60万円以下	①住民税課税者と生計を共にしていない ②住民税課税者から扶養を受けていない ③自宅を除き活用できる資産がない	2分の1程度に軽減
第2段階	120万円以下	④預貯金の金額が300万円以下 ⑤生活保護受給者でない	4分の3程度に軽減
介護保険が適用されない施設（精神科病院など）に入所している方		6か月以上入所し退所の見込みがない	免除

平成30年度の納付通知書等を6月中旬に郵送します

65歳以上の方の平成30年度の保険料については、納付書で納付する方（銀行口座振替含む）には「介護保険料納付通知書」（封書）を、年金からの差し引きによる納付の方には「介護保険料額決定通知書」（はがき）を6月中旬に郵送します。なお、納付方法は法令等で定められており、個人が選択することはできません。

・40歳から64歳までの方は、加入している医療保険と併せて介護保険料を納めるため介護保険課からの通知はありません。

安心して生活をするための支援事業を紹介します!

もしもの時に備えて…緊急時に対応するサービスがあります

あんしん見守りネットワーク事業

★内容：ご自宅に緊急通報装置を設置します。急病や事故等の緊急時にボタンを押していただくとコールセンターにつながります。状況を確認し、必要に応じて救急車を要請するとともに、緊急連絡先への連絡を行います。また、一か月に一回程度、安否確認のためにお電話します。地域包括支援センターにも利用者の情報を提供しているため、場合によりご連絡を取らせていただく場合があります。

★対象者：65歳以上の①または②の条件を満たす方が対象になります。

①ひとり暮らしで発作性の疾患があり、緊急時に電話で通報することが困難な方。

②常時寝たきり状態にある方、またはこれに準ずると認められる方を介護している高齢者のみの世帯等で、日常生活を営むのに支障がある方。

※緊急通報システムのご利用には契約手続きがお済みの電話回線が必要となります。

★利用料金：無料です。

※通報等にかかる通話料は自己負担です。



お問い合わせ先
長寿支援課 相談支援係

徘徊高齢者家族支援事業

★内容：認知症の高齢者が徘徊をした場合に、早期に居場所が発見できるようにGPS探知機を貸与します。位置情報センターに電話通報をしていただくと当該徘徊高齢者の位置情報をお伝えします。

★対象者：65歳以上で、日常生活を営むのに支障をきたすような意思疎通の困難さがあり、徘徊が見られる高齢者の介護をしているご家族。

★利用料金：月額340円です。
※ご自宅に設置する機器などはすべて貸与品になりますので、紛失、破損等の場合は実費負担となります。



お問い合わせ先
長寿支援課 相談支援係

医療・救急情報管理システム事業

★内容：かかりつけ医、持病、服用薬、緊急連絡先等の医療情報を登録し、携帯用の登録証をお渡ししています。

救急車搬送が必要な時に、その登録情報をもとに救急隊が状況に応じた活動を行います。登録情報は、地域の民生委員や地域包括支援センターによる高齢者の見守り活動にも活用される場合があります。

★対象者：65歳以上のひとり暮らしの高齢者もしくは高齢者のみの世帯の方で、持病のため通院中で、現に医療機関から処方された薬を服用しており、健康上不安がある方。

★利用料金：無料です。



お問い合わせ先
長寿支援課 相談支援係

安心して生活を続けたい…地域全体で高齢者を見守ります

高齢者地域見守りネットワーク

「草加市高齢者地域見守りネットワーク」は市内で活動している民間事業者等に「草加市高齢者地域見守りネットワーク協力事業者」として登録してもらい、日常の事業活動を通じて高齢者の異変を感じたときに、草加市や地域包括支援センターへ連絡・通報してもらう仕組みです。協力事業者は、目印として事業所にステッカーを貼っています。協力事業者として登録を希望する場合は、事業所所在地の担当地域包括支援センターへお問い合わせください。

※各地域包括支援センターの担当圏域については表紙をご覧ください。

お問い合わせ先
長寿支援課 地域支援係



配食サービス

★内容：自ら買い物等の外出や食事の準備が困難であり、かつ他の方から食事の提供が受けられない方に1日1回に限り、昼食または夕食を配達し、その際に安否を確認させていただきます。

★対象者：65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯等（世帯員全員が食事を準備できない場合に限りです。）

★利用料金：市が契約している業者の中から、好きな配食業者を選んでもらい配達しますので、利用料金は業者や食事形態により異なります。詳しくは担当までお問い合わせください。

お問い合わせ先
長寿支援課 相談支援係



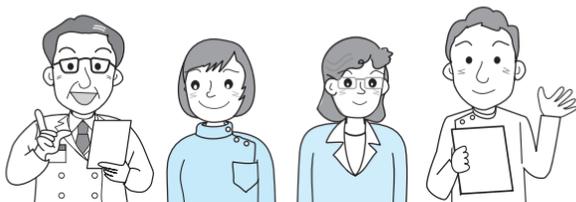
認知症で困ったら…認知症初期集中支援チームがサポートします

認知症になっても、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けるために、認知症の方や家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置しました。

「認知症初期集中支援チーム」の活動は?

認知症又はその疑いのある方やご家族をチーム員※が訪問して、ご本人やご家族とお話しさせていただき、必要に応じて認知症に関する情報の提供や医療機関の受診、介護保険サービスの利用の効果に関する説明及び心理的サポートや助言などを行います。

※チーム員は、認知症サポート医、看護師、介護支援専門員等の専門職で構成されており、一般社団法人 草加八潮医師会にチームを配置しています。



40歳以上の市民で、自宅で生活されており、かつ認知症が疑われる方や認知症の方で、①認知症の診断を受けていない方、②継続的な医療を受けていない方、③介護保険サービスに結び付いていない、または中断している方、④認知症の症状が強いため、対応に困っている方

お問い合わせ先
長寿支援課 地域支援係



介護サービスを利用したいけれど…

認知症の症状が強くて、介護に困っている

対象となる方は?

あれ?おかしいな?…気になる項目をまずはチェック!

- 同じことを何度も話したり尋ねたりする
 - 日にちを忘れるようになった
 - 物の置き忘れやしまい忘れが目立つようになり、探し物ばかりしている
 - 薬の飲み忘れが多くなった
 - 以前は好きだったものへの興味が薄れてきた
 - 家に閉じこもることが多くなった
- 複数チェックが付いたら・・・
地域包括支援センターへ

支援を希望する場合の相談先は?

まずは、最寄りの地域包括支援センターにご相談ください。

表紙の地図をチェック!!